

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発 (P1~3)

- 平成28年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業 …… 経済産業局
- 平成28年度 下請中小企業自立化基盤構築事業 …… 経済産業局
- 平成28年度 中小企業応援ファンド事業・中小企業競争力強化促進事業【NEW】 …… 中小企業総合支援センター

【2】販路拡大・海外展開 (P4~5)

- 海外おみやげ宅配便 ～ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス …… 開発局
- HOP1 ECサイト ～ 香港・シンガポール向けインターネット販売 …… 開発局

【3】融資 (P6~10)

- 北海道の融資制度(小規模企業貸付)【NEW】 …… 北海道
- 中小企業総合振興資金 …… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 …… 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室 …… 北海道
- 勤労者福祉資金 …… 北海道

【4】雇用の確保 (P11~14)

- 特定求職者雇用開発助成金のご案内(制度改正) …… 労働局
- 地域雇用開発奨励金の指定地域の変更及び制度の一部改正 …… 労働局
- キャリアアップ助成金のご案内(追加改正) …… 労働局
- キャリア形成促進助成金のご案内(追加改正) …… 労働局

【5】人材育成 (P15~19)

- 5~6月開講講座のご案内 …… 中小企業大学旭川校
- 能力開発セミナー(5-7月開講予定)のご案内 …… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 …… 労働局他

【6】各種相談

- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室 【3 融資一再掲】 …… 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び特別相談室【3 融資一再掲】 …… 北海道

【7】イベント・セミナー (P20)

- 平成28年度サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)等の説明会【NEW】 …… 経済産業局

【8】その他 (P21~23)

- 軽減税率対策補助金【NEW】 …… 経済産業局
- 公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 …… 開発局
- 道の表彰企業等に対する総合評価落札方式による加点 【NEW】 …… 北海道

平成 28 年度 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業の公募を開始しました
(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

受付開始:平成 28 年 1 月 25 日(月)

第一次締切:終了

第二次締切:平成 28 年 5 月 31 日(火)17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575、2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 28 年度下請中小企業自立化基盤構築事業の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。
※本事業は、国会での平成 28 年度予算成立が前提となります。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

◆補助対象者

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)が補助対象者となります。

◆補助対象経費

事業費、販路開拓費、試作・開発費

◆補助率等

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 2,000 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

受付開始:平成 28 年 1 月 25 日(月)

第一次締切:終了

第二次締切:平成 28 年 5 月 31 日(火)17:00 必着

◆公募資料及び事業詳細

以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20160126/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2575,2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

中小企業応援ファンド事業など助成金のご案内【新規】
～平成28年度の募集を開始しました～
(公財)北海道中小企業総合支援センター

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、道内中小企業者等を対象とした中小企業応援ファンド事業、中小企業競争力強化促進事業の平成28年度募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆北海道中小企業応援ファンド事業公募のご案内

北海道中小企業応援ファンド事業は、道内の中小企業者・創業者等が取り組む新たな産業の創出や新製品開発等に要する経費の一部を助成する制度です。

[公募期間]平成28年4月8日(金)～5月20日(金)

[助成内容]助成限度額:100万円～1,000万円(事業メニューにより異なる)

助 成 率:2分の1～3分の2(事業メニューにより異なる)

[問合せ先](公財)北海道中小企業総合支援センター

企業振興部 助成支援グループ(担当:立花、中西、河上)

TEL:011-232-2403

[ホームページ]<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

◆中小企業競争力強化促進事業公募のご案内

中小企業競争力強化促進事業は、道内の中小企業者等が新分野・新市場への進出に取り組むために要する経費の一部を助成する制度です。

[公募期間]平成28年4月15日(金)～5月27日(金)

[助成内容]助成限度額:50万円～1,200万円(事業メニューにより異なる)

助 成 率:2分の1

[問合せ先](公財)北海道中小企業総合支援センター

企業振興部 助成支援グループ(担当:中西、兜、河上)

TEL:011-232-2403

[ホームページ]<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/jourei/index.htm>

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
香港、台湾 5kg 以内… 7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円
シンガポール、マレーシア 5kg 以内… 11,000 円 10kg 以内… 14,000 円 15kg 以内… 17,000 円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最速で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便のご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道の美味しい物を自分の国に送りたいなあ

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)					
5kg 以内	●香港/台湾 7,000円 ●シンガポール 11,000円 <small>(縦+横+高さ=80cm以内)</small>	10kg 以内	●香港/台湾 9,000円 ●シンガポール 14,000円 <small>(縦+横+高さ=100cm以内)</small>	15kg 以内	●香港/台湾 11,000円 ●シンガポール 17,000円 <small>(縦+横+高さ=120cm以内)</small>
5kgの商品を送る際の例(消費税3%の場合)			送料への区分例		
HOP1サービス 10,800円			HOP1サービス 10,800円		
HOP1サービス 7,560円			HOP1サービス 7,560円		
HOP1サービス 18,360円			HOP1サービス 5,508円		
			HOP1サービス 23,868円		
			HOP1サービス 10,800円		
			HOP1サービス 11,880円		
			HOP1サービス 1,588円		
			HOP1サービス 24,268円		

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～（北海道開発局）

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくても利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）【新規】**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 1,250 万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

- ◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

中小企業総合振興資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
		耐震改修 対 策	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**さけ・ます流し網漁禁止に係る
関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内（北海道）**

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」	
	「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 なお、認定基準は次のとおりです。	
	【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止（平成28年1月1日）以降、1か月の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること。	
	(1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方	
	(2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方	
	(3)根室市に事業所を有する方（さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません）	
資金用途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	《固定金利》	《変動金利》
	5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで（電話相談可）

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346
釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182
根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々の支援をしています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆「コストアップ対策経営・金融特別相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで（電話相談可）

<設置場所>

設置場所		電話番号	設置場所	電話番号
経済部地域経済局 中小企業課	経営相談	011-204-5331	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
	金融相談	011-204-5346	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
空知総合振興局商工労働観光課		0126-20-0061	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
石狩振興局商工労働観光課		011-204-5827	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局商工労働観光課		0136-23-1362	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
後志総合振興局小樽商工労働事務所		0134-22-5525	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
胆振総合振興局商工労働観光課		0143-24-9589	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
日高振興局商工労働観光課		0146-22-9281	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619
渡島総合振興局商工労働観光課		0138-47-9459		

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内（北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方（民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

特定求職者雇用開発助成金のご案内【制度改正】（北海道労働局）

「特定求職者雇用開発助成金」は、平成 28 年4月1日から、トライアル雇用奨励金と併用できるよう制度改正を行いました。

試行雇用から長期雇用へつなげる道を広げるため、トライアル雇用により雇い入れた対象労働者（母子家庭の母等、父子家庭の父、及び中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部（第2期支給対象期分）を受給することができます。

<併用する場合の要件>

○トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金に共通する対象労働者であること※1

※1 母子家庭の母等、父子家庭の父及び中国残留邦人等永住帰国者が該当します。

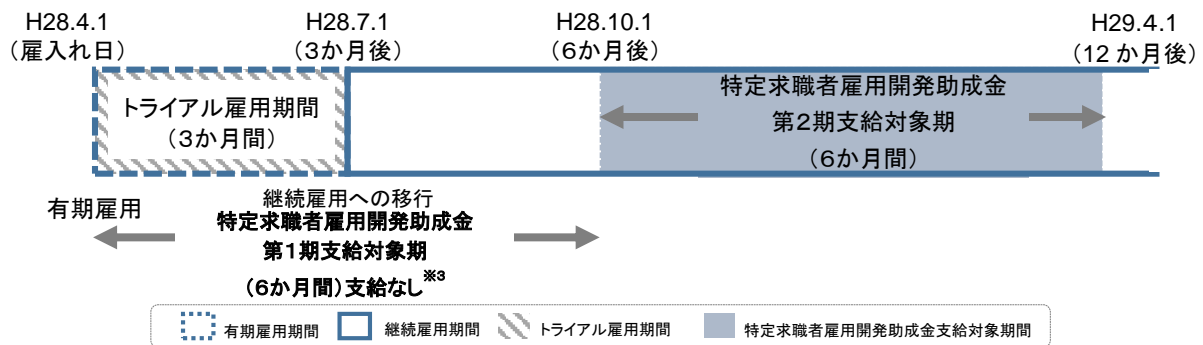
○トライアル雇用期間終了後、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用すること※2が確実であること。

○対象労働者の雇入れ時点において、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金それぞれの支給要件を満たしていること。 ※3

※2 対象労働者の年齢が 65 歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

※3 特定求職者雇用開発助成金の支給要件のうち、「継続して雇用する労働者として雇用すること」については、トライアル雇用期間終了後の雇用契約の内容で判断します。

◆具体的な支給例（平成 28 年 4 月 1 日に母子家庭の母等をトライアル雇用により雇い入れた場合）



<支給額の算出方法（例）>

① トライアル雇用奨励金（トライアル雇用期間：3か月間（H28.4.1～H28.6.30））

月額5万円 × 3か月間 = 15万円

② 特定求職者雇用開発助成金（支給対象期間：H28.4.1～H29.3.31）

第1期支給対象期間（H28.4.1～H28.9.30）：支給なし ※4

第2期支給対象期間（H28.10.1～H29.3.31）：30万円 支給額合計（①+②）= 45万円

※4 同一の支給対象期間において、トライアル雇用奨励金の支給を受けているため、第1期支給対象期間について受給することはできません。

- ◆トライアル雇用奨励金及び特定求職者雇用開発助成金それぞれについて、支給申請を行う必要があります。
- ◆トライアル雇用奨励金の支給申請を行っていない場合やトライアル雇用奨励金が不支給となった場合などは、特定求職者雇用開発助成金について支給を受けることができません。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター TEL 011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html

地域雇用開発奨励金の指定地域の変更及び制度の一部改正について（北海道労働局）

地域雇用開発奨励金は、求職者数に比べて求人が少なく、雇用機会が著しく不足している地域（**同意雇用開発促進地域**）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（**過疎等雇用改善地域**）において、雇用の場を増やした事業主に対して支給する奨励金です。

平成28年4月1日から、同意雇用開発促進地域に北見地域（北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町）が新たに地域指定され、過疎等雇用改善地域から伊達市（旧有珠郡大滝村の区域）、虻田郡豊浦町、有珠郡壮瞥町が除外されました。

また、制度の一部改正に伴い、1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は、1回目の支給額の1/2の金額を上乗せして支給することとなりました。

指定地域及び奨励金の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆制度概要

事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

◆支給額（1回あたり）について

- ① 50万円～800万円（事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分）
- ② 設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- ③ 2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- ④ そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワーク窓口へお尋ねください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL：011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成28年4月1日改正）

助 成 内 容		助 成 額 ()は中小企業以外の額
1 正社員化 コース	有期契約労働者等を ・正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規:1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期:1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規:1人当たり30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員) :1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員 :1人当たり10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規 :1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算
2 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(Off-JT) ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した Off-JT+OJT) ・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成:1時間当たり800円(500円) 経費助成: 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大30万円(20万円) 中長期的キャリア形成訓練(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) 最大50万円(30万円) ※実費を限度 OJT《1人当たり》 実施助成:1時間当たり800円(700円)
3 処遇改善 コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 ①すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合 ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用した場合 ③週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合	①賃金テーブル改定 ・すべての賃金テーブル改定: 対象労働者数が 1～3人:10万円(7.5万円) 4～6人:20万円(15万円) 7～10人:30万円(20万円) 11～100人:3万円(2万円)× 人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 対象労働者数が 1～3人:5万円(3.5万円) 4～6人:10万円(7.5万円) 7～10人:15万円(10万円) 11～100人:1.5万円(1万円)× 人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20万円(15万円)加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施 :1事業所当たり40万円(30万円) ・共通の賃金テーブルの導入・適用 :1事業所当たり60万円(45万円) ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長 :1人当たり20万円(15万円)

- ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センターTEL 011-788-9071
- ◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】（北海道労働局）

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。（平成28年4月1日改正）

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額等 <small>注：（ ）内は中小企業以外</small>
①雇用型訓練コース(☆) → 訓練効果の高い雇用型訓練について助成率を上乗せ			
・特定分野認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業 事業主団体等	・建設業、製造業、情報通信業が実施する認定実習併用職業訓練 (厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)	経費助成： ・特定分野認定実習併用職業訓練 → 2/3(1/2)
・認定実習併用職業訓練	中小企業以外 中小企業	・厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練 (大学院等と連携した雇用型訓練について既に雇用している正社員も対象)	・認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練 → 1/2(1/3)
・中高年齢者雇用型訓練	中小企業以外 中小企業	・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練	賃金助成：800(400)円 OJT 実施助成：700(400)円
②重点訓練コース(☆) → 労働者にとってキャリア形成の必要性及び生産性向上効果が高い訓練内容について助成			
・若年人材育成訓練	中小企業以外 中小企業	・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2(1/3) 【2/3(1/2)※】 賃金助成：800(400)円 ※育休中等に係る訓練の場合
・熟練技能育成・承継訓練		・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
・成長分野等・グローバル人材育成訓練		・成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練	
・中長期的キャリア形成訓練		・厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座	
・育休中・復職後等人材育成訓練		・育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 (訓練時間 10 時間以上)	
③一般型訓練コース			
・一般企業型訓練	中小企業	・①、②以外の訓練 ・定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施(※1)を要件化する。	経費助成：1/3 賃金助成：400円
・一般団体型訓練	事業主団体等	・事業主団体等が行う訓練	経費助成：1/2 【2/3※】 ※育休中等に係る訓練の場合
④制度導入コース → キャリア開発の効果の特に高い制度導入に定額助成			
・教育訓練・職業能力評価制度	中小企業以外 中小企業	・従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成。	50万円(25万円)
・セルフ・キャリアドック制度		・セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合に助成。	
・技能検定合格報奨金制度		・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成	
・教育訓練休暇等制度		・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成。	
・社内検定制度		・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成	
・事業主団体助成制度	事業主団体等	・従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合に助成。	2/3

(☆付きコース対象)若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、助成率を1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ

※1 実施者の資格、就業規則の定め等は必要としないもの

◆【問い合わせ先】北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-9070



中小企業大学校旭川校 5月～6月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～（中小企業大学校 旭川校）

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成28年5月～6月に開講する、研修講座の情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています

No.5 責任者が押さえておきたい労務管理
～ 労務トラブルの未然防止と、モチベーションアップにつながる必須の知識 ～

経営者や管理者のみならずリーダーにも必須の知識となっている労務管理の知識を、具体的事例を交えながら実践に活かせる形で身につけることを目的とした研修です。

◆この研修のポイント

- 1.就業規則の大切さを学び、自社に合った就業規則を作るための勘所を掴むことができます。
- 2.労務管理の基本から知っておきたい幅広い労務の知識までを学びます。
- 3.労務トラブルの種を早期に見つけ、トラブル発生を未然に防ぎたい方に最適な研修です。

◆実施期間 5月18日(水)～20日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 越膳恵子社会保険労務士事務所 代表 特定社会保険労務士 越膳恵子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095234.html>

No.7 組織における効果的な指導法と部下育成
～ 自分を変える！職場を変える！組織を変える ～

時代の変化に対応したチーム指導法や部下育成術を学び、同時に組織の運営を活性化かつ円滑にするファシリテーションのスキルを、グループ討議や実習を通して身につけます。

◆この研修のポイント

- 1.部下や若手社員に対する、指導や育成のスキルを高めたい方に最適な研修です。
- 2.ファシリテーションを学び、部下のモチベーションアップに活かすことができます。
- 3.受講者からは「興味深く面白かった」「管理職の心構えと役割を再確認できた」「早速実践したい」と好評の研修です。

◆実施期間 6月1日(水)～3日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田邦雄氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095236.html>

No.8 成約率を上げる営業交渉の進め方
～ セールストークの土台をつくる、提案力の向上方法 ～

豊富な事例と演習を交えながら、顧客志向に基づく提案技術と商談スキルを向上させ、組織としても営業力の強化につながる営業推進手法を学ぶことを目的とします。

◆この研修のポイント

- 1.自身の営業スタイルの課題を見つけ、改善を図ります。
- 2.質問力やヒアリング力を高めることで、相手のニーズに合わせた提案が出来るようになります。
- 3.情報管理とプロセス管理のスキルを高めることで、適時的確に商談を進めることが出来るようになります。

◆実施期間 6月8日(水)～10日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士 石井照之氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095237.html>

No.9 法令遵守とビジネス法務講座
～ 法務リスクに対応する！法律の知識とコンプライアンス ～

経営幹部や総務部門の管理者などに求められる基本的な各種法律等を学ぶとともに、会社を法務リスクから守るために真に必要なコンプライアンス体制を作り上げるために必要な考え方を学びます。

◆この研修のポイント

- 1.企業活動を行ううえで必須の法律の基本的な知識を、事例を出しながら分かりやすくお伝えします。
- 2.数々の事例をもとに、法令違反が経営に及ぼす重大リスクを理解して頂きます。
- 3.単なる知識の習得ではなく、実践的なコンプライアンス体制を作り上げることを目的とします。

◆実施期間 6月13日(月)～15日(水)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 弁護士 田代 耕平氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095238.html>

No.10 中小企業大学校旭川校開校 30 周年記念セミナー
経営トップセミナー I
～ 北海道発！地域密着企業に学ぶ“組織のモチベーションを高める経営”～

今日の中小企業を取り巻く経営環境変化の要因を捉え、自社の進むべき方向を定めるとともに、“組織のモチベーションを高める経営”を実現するためのリーダーシップと人材育成について学んでいただきます。また当校開校30周年を記念してアンサンブルグループ奏楽(そら)によるロビーコンサートも鑑賞していただきます。

- ◆実施期間 6月16日(木)～17日(金)
- ◆研修時間 2日間(6時間)
- ◆対象者 経営者 経営幹部、管理者、後継者など
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷智保氏
有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田邦雄氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095239.html>

No.12 営業力を高める部下育成とチームビルディング
～ 社内でする！「営業」人材の育て方～

営業力強化のために必要となる部下育成のポイントを演習とゲームとを通じて体感しながら学ぶとともに、自社の営業面での課題を解決するための人材育成やチームづくりのプロセスについて考えます。

◆この研修のポイント

1. 部下育成に取り組み、強いチーム作りを目指す方に最適な研修です。
2. 豊富な演習とゲームを通じて、体感して学ぶことができます。
3. 自社の営業面の課題を解決するヒントを掴む機会となります。

- ◆実施期間 6月27日(月)～29日(水)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ビーイットコンサルティング 代表 飯島宗裕氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095241.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

能力開発セミナー（5-7月開講予定）のご案内（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

技専等	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	情報システム科	パソコン実務(初級)	岩内町		○		○	H28.6.8	H28.8.5	25	50	10
	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H28.7.2	H28.7.3	2	12	10
	消防設備科①	消防設備法令	札幌市	○		○		H28.7.7	H28.7.8	2	14	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法(建具製作)	旭川市	○		○		H28.6.11	H28.6.12	2	14	10
	木工科	施工法(家具製作)	旭川市	○		○		H28.6.18	H28.6.19	2	14	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科(I)	介護支援	枝幸町		○		○	H28.6.28	H28.7.28	10	20	10
	介護サービス科(II)	介護支援	天塩町		○		○	H28.6.30	H28.8.3	10	20	10
	介護サービス科(III)	介護支援	稚内市		○		○	H28.7.7	H28.8.9	10	30	10
	自動車整備科	二級ガソリン	稚内市		○	○	○	H28.7.12	H28.9.13	41	134	10
	塗装科	建築塗装	稚内市		○	○	○	H28.7.31	H28.8.25	4	12	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	観光ビジネス科	ホスピタリティ	遠軽町		○	○		H28.5.10	H28.5.26	4	16	15
	CAD科	JW-CAD基本・応用	網走市		○		○	H28.6.2	H28.7.4	10	20	10
	1級管工事科	施工管理技士受験対策	北見市	○			○	H28.6.13	H28.8.4	15	30	15
	パソコン基礎科 I	ワード基礎・応用	遠軽町		○		○	H28.6.15	H28.7.6	10	30	15
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H28.7.22	H28.9.20	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パソコン入門ワード基礎	室蘭市	○			○	H28.5.23	H28.6.10	15	30	15
	OA事務科	パソコン入門エクセル基礎	室蘭市	○			○	H28.6.27	H28.7.15	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	H28.6.6	H28.9.16	50	150	20
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	パワーポイント基礎	帯広市	○			○	H28.6.2	H28.6.29	7	14	15
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H28.6月上旬	H28.8月上旬	15	30	10
	建設工事科	コンクリート診断士試験対策	釧路市	○		○		H28.7月上旬	H28.7月上旬	2	12	40
北海道障害者 職業能力開発校 0125-52-2774	OAビジネス科	オフィスソフト実践	旭川市		○		○	H28.6	H28.7	10	20	10
	OAビジネス科	エクセル・パワーポイント実用	札幌市		○		○	H28.6	H28.7	10	20	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について（北海道労働局・北海道・高障求機構）

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業のみなさまへ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

-
- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。
社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。
 - 職業訓練
能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）
 - 助 成 金
キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

 - ◆ 問い合わせ先
北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622
札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F

平成 28 年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）等の説明会を開催します
【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、「平成 28 年度サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)」を公募する予定です。

このたび、NEDO、産総研と連携し、「サポイン事業」「中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業」などの中堅・中小企業向けの研究開発支援制度等の説明会を開催します。

なお、説明会終了後、個別相談会も開催します。

◆説明会概要

【日時】平成 28 年 5 月 12 日(木)14:00～15:30

【場所】北海道経済産業局 第 1 会議室(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階)

<説明内容>

◇平成 28 年度 サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)について

説明者:北海道経済産業局 産業技術課

◇平成 28 年度 戦略的基盤技術高度化支援事業(プロジェクト委託型)について

説明者:国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

◆対象

研究開発を行う中堅・中小企業、公設試験研究機関、大学

◆定員

60 名(参加費無料)

◆申込方法

当局のウェブサイトから参加申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入し、以下の申込先へ FAX 又は E-mail でお申し込みください。定員に達し次第、締め切ります。

※ご提供頂いた情報は、本説明会開催の目的以外には一切使用いたしません。

申込締切：平成 28 年 5 月 10 日（火）17:00

<URL><http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20160401/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL:011-709-2311(内線 2587)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています【新規】（北海道経済産業局）

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【種類】

A 型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修又は入替を行う場合に使える補助金です。

注意：A 型 B 型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成 28 年 3 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに導入または改修等が完了するものが支援対象となります。

◆受付期限等

A 型と B 型で申請受付の期限が異なりますのでご注意ください。

A 型：平成 29 年 5 月 31 日までに申請（事後申請）

B 型：平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了するように申請
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

なお、申請書作成のサポートなどもあります。

必要書類、申請方法などの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトをご覧ください。

<URL><http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局（平日 9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-081-222

IP 電話用：03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか
 ～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、千歳川遊水地〈舞鶴遊水地〉（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、夕張シューパロダム（夕張市）、漁川ダム（恵庭市）、定山溪ダム（札幌市）、豊平峡ダム（札幌市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、北海幹線水路関連施設群（赤平市ほか）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）、追直漁港沖合人工島（室蘭市）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）、函館漁港船入潤防波堤（函館市）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、忠別ダム（東川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）、稚内港〈北防波堤ドームなど〉（稚内市）、富良野盆地地区（中富良野町）、苫前漁港衛生管理型施設（苫前町）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道 273 号三国峠（上士幌町）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、網走港〈南防波堤など〉（網走市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

（北海道開発局開発監理部開発調整課 Tel(011)709-2311(内線 5477)）

道の表彰企業等に対する総合評価落札方式による加点について【新規】
(北海道)

道経済部が所管する表彰制度を受賞した建設業者について、道が発注する工事の総合評価落札方式において、『企業の施工能力』の評価項目で加点されることになりました。

◆事業の目的

この取組は、道の表彰・認定を受けた企業の認知度向上や販路拡大などを図るため、道が持つネットワークや施設を活用し、商品のPRなどを支援するものです。(表彰企業プレミアム・パッケージ支援事業)

◆対象となる制度

道経済部が所管する「北海道新技術・新製品開発賞」、「北海道チャレンジ企業表彰」のいずれかを3年以内に受賞した建設業者について、今年4月から、道が発注する工事の総合評価落札方式において、『企業の施工能力』の評価項目で加点されることになりました。

なお、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」については、『地域の守り手確保』の項目において、従来から加対象になっており、今回新たに2表彰制度が対象になりました。

◆北海道における総合評価方式のガイドライン等

1. 北海道における総合評価方式のガイドライン(建設部建設管理課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/sougouhyouka.htm>
2. 北海道における総合評価落札方式のガイドラインの運用(農政部事業調整課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/jigyouseikyaku/top/kiziyun.htm>
3. 営繕工事における総合評価方式の適用について(建設部計画管理課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/sougouhyouka.htm>
4. 北海道における総合評価方式のガイドラインの運用(水産林務部総務課)
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanisougouhyouka.htm>

今年度も5月下旬から各種制度の募集を開始しますので、関心のある方は是非ご応募して下さい。
また、これ以外にも様々な特典メニューをご用意しています。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。
【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部経済企画局経済企画課
TEL:011-231-4111(内線 26-917)